

第 21 期第 13 回 栃木県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 開催年月日
令和 5（2023）年 11 月 20 日（月） 13 時 30 分から 15 時 30 分
- 2 開催場所
県庁研修館 302 研修室
- 3 出席委員の氏名
吉沢 崇、福田 光宏、荻原 恵美子、藤原 和美、福井えみ子、郷間 康之、郡司 彰、坂内 久美子、渡辺 尚秀

※ その他の出席者

大谷 義夫 農村振興課長
尾田 紀夫 水産試験場長
高木 優也 水産試験場主任

（事務局）

久保田事務局長、石川書記、小原書記、大貫書記、熊谷書記

- 4 会議に附した事項
 - (1) 審議事項
 - ・第 1 号議案 知事から諮問のあった漁業権（第 5 種共同漁業及び第 2 種区画漁業）の免許及び条件について（答申）
 - ・第 2 号議案 知事から諮問のあった遊漁規則の制定について（答申）
 - ・第 3 号議案 令和 5（2023）年度増殖目標値の達成状況について
 - (2) 協議事項
 - ・特別漁場、特設漁場並びにつかみどり漁場指導基準の一部改正（案）について
- 5 議 事
 - (1) 議事録署名委員の指名
吉沢会長から荻原委員、福井委員が指名された。

(2) 審議事項

第 1 号議案 知事から諮問のあった漁業権（第 5 種共同漁業及び第 2 種区画漁業）の免許及び条件について（答申）（13:35～13:45）

吉沢会長	それでは、これより議事に入ります。 審議事項第 1 号議案「知事から諮問のあった漁業権（第 5 種共同漁業及び第 2 種区画漁業）の免許及び条件について」は、前回から継続審議になっているため、事務局から追加の情報がありましたら、お願いします。
久保田事務局長	前回議案書の 1 ページをご覧ください。知事からの諮問書のとおり、「漁業権の免許及び条件について」前回から御審議をお願いしているところです。説明は省略させていただきますが、3 ページに第 5 種共同漁業権の免許申請者の一覧を、4 ページに第 2 種区画漁業権の免許申請者をお示ししてあります。 本日の参考資料 1 ページをご覧ください。渡良瀬遊水地の位置図を載せてありますが、追加情報として埼玉県内水面漁場管理委員会の審議結果について説明いたします。現在、渡良瀬遊水地は下都賀漁協が管理している内共第 16 号と

	<p>いう漁場になります。谷中湖全体を栃木県の管轄として管理してきましたが、実際には資料のとおり一部に埼玉県の水を含むことから、埼玉県の内水面漁場管理委員会にも栃木県の漁場として免許することについて諮問をしておりました。その結果、11月16日に原案のとおり免許すべきとして答申をいただいています。答申書については本日時点で未達ですが、埼玉県からはそのような答申をいただいたと聞いております。</p> <p>本日の議案書の1ページをお開きください。こちらが漁業権免許に係る答申案になります。答申案を読み上げます。</p> <p>(答申案を読み上げ)</p> <p>説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
吉沢会長	<p>ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございますか。</p>
福田副会長	<p>参考資料1ページの図面の件で、「群馬県の漁場で栃木県が免許」「埼玉県の漁場で栃木県が免許」、谷田川においては「栃木県の漁場で群馬県が免許」となっており、他県のエリアについても、栃木県が免許を与えるという理解で良いか。</p>
久保田事務局長	<p>谷中湖内の群馬県の部分と埼玉県の部分については、栃木県の漁場として免許することになります。このため、現在その漁場は栃木県下都賀漁業協同組合が管理する漁場となっています。</p> <p>一方の谷田川は、一部に栃木県が入り込んでいますが、こちらは逆に群馬県の漁場として群馬県が免許し、群馬県の漁協が管理しています。</p> <p>県境が非常に分かりづらいですが、図面上で栃木と群馬、栃木と埼玉の県境を点線で示させていただいています。</p> <p>埼玉県の部分は、栃木県が自県の漁場として管理するに当たって、平成25年の前回免許時から、埼玉県の内水面漁場委員会に諮問を行っています。</p> <p>群馬県の部分は、協定書を締結しており、それに基づく免許をしていることから、諮問は省略させていただいています。</p> <p>水面としての一貫性を持たせるために、このような形での免許を行っています。</p>
福田副会長	<p>渡良瀬遊水地の中に県境が入っているということか。</p>
久保田事務局長	<p>図面上見にくいですが、そうなります。</p>
吉沢会長	<p>各県で水面の一部のみを管理するには無理があると思われる。</p>
久保田事務局長	<p>漁場としての一貫性を持たせるには、各県での管理は難しいです。</p>
福田副会長	<p>栃木・群馬・埼玉の三県境の標識は堀の中に杭があったが、そのような明確な境にはなっていないのか。</p>
久保田事務局長	<p>谷中湖については、人工的な水面になっていますが、元々県境が複雑に入り組んでいる地形であり、このような形で免許をすることになりました。</p>
吉沢会長	<p>埼玉県も、群馬県と同様に協定書のみの締結とすることは出来ないのか。</p>
久保田事務局長	<p>10年前以前はそのような形を取っていましたが、埼玉県からの要請があり、今の形となりました。</p>

吉沢会長	相手方から求めてきて現在の形になったということか。
吉沢会長	ほかに質問がないようならば、当委員会会議規程第 11 条による採決に移ります。第 1 号議案について、賛成の委員の挙手を求めます。
各委員	(全委員賛成の挙手)
吉沢会長	挙手全員となりました。第 1 号議案については、「案のとおり知事に答申する。」こととします。以後の手続きは、事務局に一任します。

第 2 号議案 知事から諮問のあった遊漁規則の制定について (答申) (13:45~14:10)

吉沢会長	次の第 2 号議案「知事から諮問のあった遊漁規則の制定について」ですが、こちら継続審議となっているため、事務局から追加の情報がありましたら、お願いします。
久保田事務局長	こちらの諮問の内容は、前回の議案書でお示しした各漁協から制定認可申請が提出されていた遊漁規則の認可についてです。現行規則からの変更点について、前回の参考資料 7 ページから 9 ページに載せております。内容については前回の委員会で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。ここで、前回資料の訂正及び修正について担当の石川書記から説明させていただきます。
石川書記	記載事項に修正があったため、改めて説明させていただきます。 別紙 2 遊漁規則案の 22 ページ、中央的那珂川漁業協同組合連合会の第 5 条「ただし、本会が水産資源保護のため、漁獲制限を別に定めて公示する場合を除く。」という一文は、24 ページ同条第 2 項に同様の文言があるため、削除いたします。同じく 42 ページ、中禅寺湖漁業協同組合の第 4 条ですが「遊漁を行える期間は、4 月 1 日以降組合が定めて公示する解禁日 (以下「解禁日」という。) から 9 月 19 日までとする。ただし、」という一文を追加いたします。 64 ページ、内共第 16 号の栃木県下都賀漁業協同組合の第 4 条、前回の資料においては、表中のあゆの遊漁期間について、「(埼玉県区域においては組合が定めて公示するあゆ解禁日から 12 月末日まで)」とありますが、埼玉県の内水面漁場管理委員会からの御意見で、両県であゆの禁止期間が異なるため、誤解が生じないように日付を入れて欲しいとの要望があったことから、「(埼玉県区域においては、6 月 1 日から 12 月末日までの間で組合が定めて公示した期間)」と文言を修正しております。 85 ページ荒井川漁業協同組合の遊漁規則第 7 条、溪流魚の 1 年券の料金は「5,500 円」ではなく、「7,500 円」が正しい金額になります。 94 ページ渡良瀬漁業協同組合の第 7 条、表中のニジマスの 1 日券の竿釣りの前の数字が「1」から「2」に修正となります。 また、本日配布した参考資料 6 の各漁協の遊漁料の一覧ですが、こちらにも誤った記載があったため、太字で下線を引いた部分を修正させていただきました。こちらについては後ほど御確認いただければと思います。 資料に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。
久保田事務局長	以上の訂正をご確認いただいた上、以後の御審議をお願いいたします。 本日の議案書の 2 ページをご覧ください。こちらが遊漁規則の制定認可に係る答申案になります。答申案を読み上げます。 (答申案を読み上げ) 説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

吉沢会長	ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございますか。
福田副会長	<p>2点確認させていただきたい。</p> <p>遊漁料については、多くの漁協が仕入れ価格等の高騰に合わせて値上げをしているが、一部変更無しとなっている漁協もいる。それらの漁協は、ここ数年で既に値上げを行っているから今回は値上げをしないという理解で良いか。</p> <p>また、附加料金についてだが、罰則的な側面があることから限度額近くに合わせた料金設定をされている漁協が多いが、低廉な価格設定のままの漁協もいるのは、何か理由があつてのことなのか。</p>
石川書記	<p>遊漁料の据え置きに関して説明させていただきます。</p> <p>今回価格改定をしなかった漁協については、数年内に既に改定を行っていることから、今回は改定しないということになっています。</p> <p>また、山奥の方にある漁協は、値上げによる客離れを懸念したことから、価格を据え置いたという話を聞いています。</p> <p>附加料金については、罰則的なものではなく、監視や現場売り等に掛かった経費を負担していただくことを目的としています。このため、漁場が小さく監視費用等の負担が少ない漁協については、それに見合った附加料金を設定していることとなります。</p>
福田副会長	罰則的なものではなく、実費負担だとしたら、費用が掛かっていない場合は附加料金を設けないことも可能なのか。
石川書記	そのような理解で問題ないです。他県では附加料金を設定していない漁協もあります。
吉沢会長	以前の委員会で、監視の費用の考え方を示した資料を見た覚えがあるが、それに基づいての附加料金の設定になっているのかと思う。
久保田事務局長	これまでも附加料金の値上げをする際の資料としては、監視にかかる費用や、現場売りの年間の枚数を鑑みて、実際に掛かった経費をお示しした上で、値上げを認可してきたところです。
福田副会長	今回改正した遊漁規則については、ホームページ等で一般に公開するのか。
石川書記	<p>水産庁のガイドラインに基づき、公開する予定です。</p> <p>以前は、県のホームページでは掲載していませんでしたが、制定時は県の公報に載せ、告示という形で公開してきました。</p> <p>今回は遊漁者へ各漁協の規則の周知を広く行うことから、他県と同様ホームページでの公開を予定しています。</p>
福田副会長	規則に載る情報というのは、料金やルール等の遵守事項になるが、それ以外にも各漁協は河川清掃や除草のような独自の活動を行っている。それらの活動や漁場の位置等の情報を提供していくことが、遊漁者を増やすために大切だと考えているのだが、ホームページ上で公表を行っている県内の漁協が少ないのではないかと思う。これらに対する支援を県の方で検討してもらえないか。
久保田事務局長	支援ということであれば、県漁連の方でPR事業等に使用できる基金事業があるため、そちらを活用していただければと思います。
吉沢会長	他はいかがでしょうか。
渡辺委員	栃木県那珂川漁業協同組合連合会の漁具及び漁法について、ウナギに関して置き針は一人一回につき50本までという記載があるが、この値が妥当なものかどうか疑問がある。

郡司委員	<p>人数の制限はされていないようなので、遊漁者数×50本の置き針が認められるというのは、今は遊漁者数が少ないから良いかもしれないが、今後増えていった際にウナギの保護につながるのかどうか。</p> <p>今まで栃木県那珂川漁業協同組合連合会は、何の制限もかけていない状態であったものが、資源保護の観点から総代会の了承を経て今回の規制に至ったものである。</p> <p>今後問題が生じたらまた見直しを行っていくことになると思う。</p>
吉沢会長	<p>ほかに質問がないようなので、当委員会会議規程第11条による採決に移ります。第2号議案について、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>(賛成の挙手多数)</p>
吉沢会長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>第2号議案については、「案のとおり知事に答申する。」こととします。以後の手続きは、事務局に一任します。</p>

第3号議案 令和5（2023）年度増殖目標値の達成状況について（14:10～14:15）

吉沢会長	<p>続きまして、第3号議案「令和5年度増殖目標値の達成状況について」、事務局から説明願います。</p>
久保田事務局長	<p>それでは第3号議案については石川書記から御説明いたします。</p>
石川書記	<p>前回の委員会では、令和4年度の増殖目標値の達成について状況報告させていただきましたが、途中経過についても各漁協に伝えて、増殖状況について年度末までに確実に達成できるよう、令和5年度上半期の増殖実績値を計算し、達成状況を各漁協へ通知したいと考えております。</p> <p>達成状況については、議案書3ページを御覧下さい。こちらの数値のとおり、既に前半で達成している漁協が多いのですが、未達成の漁協もいることから、状況の通知をしたいと考えております。</p> <p>通知案については5ページに載せてあります。令和4年度の達成状況を基準としまして、令和5年度上半期における増殖目標値の達成率は〇〇%であったということで通知したいと考えております。下半期においても水産資源の維持培養及び漁場管理の適正化のため、引き続き増殖事業の適正な実施に留意されるようお願いいたしますということで、吉沢会長名での通知を考えております。</p> <p>参考資料の2ページには、達成状況の数値を載せています。</p> <p>また、別件ではありますが、令和4年度の達成状況の通知を発出した後、数値の誤りが発覚したため、次回の委員会において訂正した通知を再度発出したと考えていますので、御留意いただければと思います。</p> <p>説明は以上になります。</p>
吉沢会長	<p>ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございますか。</p>
吉沢会長	<p>増殖の達成については概ね順調と考えて良いのか。</p>
石川書記	<p>概ね順調と思われまます。</p> <p>参考資料2ページ的那珂川北部漁業協同組合については、実績率が低いのですが、自主事業としてアユの種苗を導入して育成後に放流しているところであり、年度末の決算時に一連の費用の計上がなされる事が原因であります。例</p>

吉沢会長	年、最終的にはほぼ目標値とおりの増殖達成率となりますが、以上の理由により途中経過においては低い数値になっていることを補足させていただきます。
各委員	ほかに質問がないようであれば、当委員会会議規程第11条による採決に移ります。第3号議案の「令和5年度増殖目標値の達成状況について」、賛成の委員の挙手を求めます。
吉沢会長	(全委員挙手) 全員賛成と認めます。今後の手続きについては、事務局に一任します。

協議事項 特別漁場、特設漁場並びにつかみどり漁場指導基準の一部改正（案）について
(14:15～14:30)

吉沢会長	続きますして、協議事項「特別漁場、特設漁場並びにつかみどり漁場指導基準の一部改正（案）について」事務局から説明をお願いします。
久保田事務局長	<p>左上に協議事項と記載のある資料の、2ページ、3ページをご覧ください。栃木県では遊漁規則の認可基準を定めており、それに基づき、特別漁場、特設釣場及びつかみどり漁場について、指導基準を設けております。本日は、この特別漁場、特設釣場、つかみどり漁場の料金上限の改正について委員の皆様御意見を伺う内容となります。</p> <p>まず、特別漁場、特設釣場、つかみどり漁場について、説明をいたします。2ページの2番にそれぞれの定義を記載しています。特別漁場とは常設的に濃密放流を行い、特別料金を徴収する漁場をいいます。鬼怒川漁協の東古屋湖や下都賀漁協のなら山沼などが特別漁場に該当します。一方、特設釣場は一般の漁場の一部に短期間、濃密放流を行い、特別料金を徴収して行う漁場です。つかみどり漁場は主に子どもを対象として、手づかみだけに限定した上で特別料金を徴収する漁場となります。</p> <p>同じページの下段、3番にそれぞれの漁場を開設する際の指導基準を記載しています。内容としては、料金上限や開設する際の漁場の広さ、開設の日数などに基準を設け、この範囲内で開設するように県で指導を行っています。この中の、料金上限について、太字で強調してお示ししてあります。現状は、特別漁場が4,000円以下、特設釣場が3,000円以下、つかみどり漁場が2,000円以下となっております。昨今の放流用の魚の価格や開設に係るその他の経費の上昇がある中で、平成の初めからこれらの料金上限を改定しないままきていました。</p> <p>資料4ページをご覧ください。こちらが特別漁場の開設状況となります。栃木県内は、東古屋湖、なら山沼、三依の3つの特別漁場がありますが、これらの1日券の額は、現在3,600円から基準の上限である4,000円とされています。下に、特別漁場に相当する近県の漁場の利用料金をお示ししています。年券を持っていない遊漁者の料金として、5,500円というような設定もされるように昨今はなっています。</p> <p>5ページには県内の特設釣場とつかみどり漁場の開設状況をお示ししています。ニジマスを対象とした特設釣場では2,000円の価格設定が主ですが、種苗価格の高いアユやヤマメ・イワナでは既に上限の3,000円に価格設定されています。</p> <p>漁協からは、これらの上限額について現状に合わせて見直して欲しいという要望の声が寄せられていました。</p> <p>特設釣場等の開設に掛かる経費の状況についてまとめたものを、6ページにお示ししました。①の放流魚の価格上昇になりますが、平成28年から現在に</p>

	<p>かけて、放流魚の価格はおよそ4割から5割上昇しています。また、令和元年から特設釣場を開設できるようになったアユは、他の魚種に比べて単価が高く、ヤマメ・イワナの約1.3倍の価格となっています。その他の放流に要する経費を②に示していますが、これらについても経費が増大している状況にあります。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。今回の改正理由として、漁場造成経費の増大に対応するため及びアユの価格が他魚種と比較して高価であるため、新旧対照表のとおり各漁場の料金上限を引き上げることとしたいと考えております。特別漁場については、4,000円であったところを6,000円に、特設釣場については3,000円であったところを4,500円に、つかみどり漁場は2,000円であったところを3,000円に、それぞれ現状の1.5倍の額を基準とする案です。なお、特設釣場につきましては、アユに限り6,000円以下とするとしていますが、アユの種苗価格がヤマメ・イワナの1.3倍であることを考慮し、4,500円の約1.3倍の6,000円を上限とすることとしたいと考えております。</p> <p>本指導基準の改正について、協議事項という形で委員の皆様の御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願います。</p>
吉沢会長	ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございますか。
郡司委員	賛成します。
吉沢会長	坂内委員はいかがでしょう。
坂内委員	同じく賛成します。
荻原委員	本件は、現場から要望が挙がっていたということでしょうか。
久保田事務局長	<p>特設釣場を開設している、漁協からのものになります。</p> <p>昨年ある漁協が、県内で初めてアユの特設釣場を3,000円で開設しましたが、魚の放流価格だけで赤字となってしまいました。このような状況であるため、県漁連を含めて価格の改定を求められていました。</p>
渡辺委員	その特設釣場での遊漁者の入りはどうであったか。
久保田事務局長	<p>2日間、各100人ずつを募集して開設しましたが、当日は天候に恵まれず、約20人の応募となってしまいました。</p> <p>ただし、もし100人ずつ応募があったとしても、アユの放流価格を考慮すると黒字化は難しいところがあったのではないかと思います。</p>
福田副会長	現在の価格の設定は、いつのことになるのか。
久保田事務局長	<p>確認しましたが、正確な年は不明でした。</p> <p>平成7年度以前であるということだけは確かです。</p>
福田副会長	今回、約1.5倍の値上げとなったが、いつまでその価格設定を継続する予定であるか。
久保田事務局長	<p>種苗価格等が高止まりしている状態であり、価格が下がる予測はされていないため、いつまでという想定は難しいです。</p> <p>今回の物価高騰も、コロナウイルスやウクライナ情勢の影響を受けており、魚を育てる経費も上昇していますが、そのような出来事がいつ起こるかというのが不明な中で、現状に合わせた価格設定を今回は行ったところになります。</p>

福田副会長	<p>今回、漁協からの要望で価格設定を引き上げたとして、今後数年で再度漁協から限度額を上げて欲しいという要望があるのではないか。 それを見越して、今回の上限額をさらに上げて良いのではないか。</p>
久保田事務局長	<p>県が特別漁場等の上限価格を決めている理由としましては、その開設時にそこで釣りをするためには特別料金が必要になり、通常の遊漁券の購入者はそれだけでは釣りが出来なくなることから、高額な特別料金が必要な状況を恒常的に作るのは問題があるということが主な理由となっています。 このため、今回の上限価格の設定は、現在の物価高騰額に合わせたものであり、同時に、それ以上の値上げは不要とするという判断も含まれています。</p>
吉沢会長	<p>漁協の方も値上げをし過ぎて客が来なくなるというような状況は避けたいところ。今後また値上げするのかどうかは状況を見ながらになるのだと思う。</p>
吉沢会長	<p>本件について委員の皆様から改正に関して異議が無ければ委員会としても了承することとしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
各委員	<p>(全委員了承)</p>
吉沢会長	<p>では、必要な手続きについては、事務局に一任します。</p>

(2) 情報提供 (14:40~15:20)

- ・令和5年度アユ漁場の状況について 栃木県水産試験場 主任 高木 優也
略

(3) その他 (15:20~15:30)

略

以上、議事の次第を記載し、その正当なることを証するため、下記に記名押印します。

令和5(2023)年12月6日

栃木県内水面漁場管理委員会
議長 吉沢 崇

議事録署名委員

荻原 恵美子

福井 えみ子